

第 28 期目録委員会記録 No.10

第 10 回委員会

日時： 2002 年 4 月 13 日（土） 14 時～17 時

場所： 日本図書館協会 5 階会議室

出席者： 永田、酒井、古川、堀井、増井、室橋、横山、和中

欠席者： 乙骨、原井、

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 和漢古書コーディングマニュアル原案（検討中）のうち
5. 出版・頒布に関する事項 PUB
（3 ページ - A4）（増井委員）
2. 知の銀河系 9 図書館・その現在と様々な試行（図書館情報大学 2002.3）
（永田委員長）

[連絡事項]

- 1 永田委員長から次ぎの文献の紹介があった。（配布資料 2）

「ハイブリッドな状況での学術図書館サービス」講演：セアラ・ジェラード ロンドン大学ロイヤルホロウェイ・ヘッドフォード・カレッジ図書館長 訳：永田委員長（知の銀河系 9 収載）

特に、SCOLAR プロジェクトの中にある SF X（レファレンスリンク・システム）の検索システムと電子資源をつなげていくアイデアについて読んでみてほしいとのことであった。

- 2 ティレットさんとの意見交換について

- ・ 3 月 13 日に日本図書館協会で行った意見交換では、ティレットさんの調査に力点が置かれ、NCR や日本の状況などについてこちらが専ら説明することになってしまったため、ティレットさんからの話はあまり聞くことができなかった。
- ・ NDL ではティレットさんの講演後、懇談会を行い、事前に送った質問などに答えてもらった。
- ・ ティレットさんは、NII の典拠ワークショップのチュートリアルとして招聘されたものだが、軽井沢で 2 日間行われたワークショップでは、話された内容がそれぞれ異なっていた。
- ・ 横山さんは 14 日に出席したが、その日は FRBR の説明であった（FRBR はティレットさんの博士論文がもとになって展開されているとのことである）。出席していた宮沢先生

から Work、Item、Manifestation 等、用語法に問題があるのでは等の指摘があった。

[検討事項]

1 NCR における和漢古書の取り扱いについて

増井委員から、以下の経過説明と問題点の指摘があった。

- ・和古書のコレクションを持つ筑波大学や九州大学などが、NACSIS-CAT ヘデータを登録し始めた。国立情報学研究所では、NCR 5 2 年版、6 5 年版、8 7 年版、筑波大学、国立国会図書館、国文学研究資料館、天理図書館等のマニュアル類を比較検討して作成した取り扱い案を公開し、続いて現在調整中のコーディングマニュアルを 4 月中に公開して意見を募る予定である。
- ・NACSIS-CAT は原則として N C R 1987 年版に準拠しているが、和古書の場合、もっと細かい規定が欲しい部分や伝統的な取り方をしたいところ等、N C R に拠らない部分を検討して取り扱いを決めている。
- ・コーディングマニュアルのうち、増井委員担当の出版事項の部分を検討中ということで配布した。この部分は、出版地とそれに対応する出版者が複数ある場合は、NCR は 1 つを選択するが、複数記録することとした。NCR の書写事項では、著者であって書写者である場合、書写者は記録しないが、自筆ということで記録することにした。NCR では、補記は西暦によるが、コーディングマニュアルは和暦等も採用する、など異なる部分が多い。
- ・和漢書目録の伝統的な方法に従うために、65 年版に準拠した場合もある。
委員長から、以下のような意見が出された。
- ・N C R 側としては、N C R を踏まえて欲しい。
- ・いい機会なので N C R の和古書の部分も理論的にきちんとしてほしい。NII のワーキンググループも検討を続行中であり、こちらで基本的なスタンスを提示したい。
- ・N C R の条項を確認して、問題になるところを具体的に列挙してもらい（増井委員への依頼）、説明がきちんと付けられるような規則に仕立てていく。

2 第 13 章について

- ・13 章の条文の検討に入る前に、古川委員から、(本タイトルとするものの範囲)に関して、1.1.1.1 及び 2.1.1.1 と比較して 13.1.1.1 への言及があり、意見交換をおこなった。

ア) に互いに異質のものが並べてある、1 章のような書き方はまずい。

著作者名という言い方は直した方がいい。著者や編者といった役割からではなく、固有名としてしまった方がいいのではないか。

イ) 2 章の 2 番目の例示 MAB1 は適切でない。数字略語のみの例である。

ウ) 2 章の例示が、書誌単位を原則とする 87 年版以下に含まれているのは、理解

しがたい。

整理してみると、他の章に挙げてある項目ア)～エ)を、13章で挙げて(13.1.1.1Aについては、13.1.1.1に表現されている必要があるのでは)、現在のエ)の刊行頻度のよ
うな13章の独自のものを加えるべきかと思う。

- ・「本タイトルとするものの範囲」は、AACRにはなく、NCRだけの規定である。AACRは例示が豊富で例にものを言わせている。NCRがあえてこの規定を作ったのは独自の意思があったのだろう。
- ・2章のウ)の例示については87年版で入れたものと思われる。NDLもNIIもこの例示のようにはしていない。NIIでは、部編名は巻次としており、NDLは部編名までを書誌単位として扱っている。NCRのいわば見せかけの分割記入のような例示については再度検討する必要がある。
- ・地図資料の縮尺とか逐次刊行物の刊行頻度など、その章独自の要素を抽出して出す場合、最後に別に項目を立てるやり方もあるし、1.1.1.1のイ)で挙げているやり方もある。

- ・ 記入ということについて(永田委員長)

NCRの用語解説では「記入」「目録記入」となっていて、「目録記入」は書誌的記録を手書きまたは印刷したものとしている。「記入」についてマークレコードから考えたい。Entryとは、標目からトレーシングまで。今後は目録というものをどこで考えていくか。今までは、アウトプットをイメージしていた。しかし、必要なものは全部書き、操作は別途考えるべきである。注記にするかどうかはアウトプットの問題となる。急には無理だが、今後は角度を変えて書誌的記録を考えていかないといけない。

3 各項目の討議

・ 13.0

第1・2パラグラフの部分に関して、AACR2の第12章の改訂では、継続資料だけでなく、シリアルのリプリント、期間が限定されているが、逐次刊行物の性質をもつものの、終期が決まっている更新資料、も対象になっている。NCRではとをどうするか、まだ決まっていない。AACR2の改訂にならっているいいのではないか。

・ 13.0.2.1、13.0.2.1A

13.0.2.1の「ただし、」以下と13.0.2.1Aの「更新資料については」以下が衝突しているような感じがする。

13.0.2.1の「ただし、」以下はその前の文章とはレベルが異なっている。13.0.2.1ではなく、13.0.2.1A、13.0.2.1Bのように独立させて書いたほうがいいのではないか。

13.0の対象とも関係しており、書き分けないといけない。

・ 13.0.3.0

「更新資料については、」以下は追い込みになっているのか改行なのか。改行なら1字下

げなければいけない。「更新資料……」の文章は、例えば 13.1.1.3 では改行しているが、追いついでいる条項もあるので、統一がとれるように気にかけてほしい。

なお、13.0.3.2 の下から 2 行目の「印刷形態ではない……」も 1 字下げる。

・ 13.0.4.1

「本タイトルまたは……」となっているが、どういう場合に本文の言語と一致するもの
を採るのか、各図書館の任意なのかわからない。また、ここでは並列タイトルを本タイ
トルの後に記録することになっているように思えるが、13.1.3.2 では、並列タイトルは注
記することになっているので整合性がとれない。本則では注記し、別法では本タイト
ルに続けて記録することになっている。他方、13.6.2.2 では、並列タイトルは本シリーズに
続けて記録することになっている。これは、1 章をそのまま持ってきているので、そう
なっている。多分、逐次刊行物だけを、並列タイトルを注記に移し、並列シリーズ名を
正規の位置に記録するよう規定している。並列タイトルと並列シリーズ名について、注
記ではなく上げる方向でいくかどうか。目録規則のすべての並列についての条項を洗い
直す必要がある。また、下記の枠組みも洗い直す必要がある。

第 1 水準～第 3 水準

任意規定

注記に落とす

(オプションという言い方もある)

4 FRBR の翻訳について

・モデル化した部分と National Bibliographic Records に分かれている。観点を変えら
ると、文章主体の章とテーブル主体の章がある。文章はテーブルを解説してある。テー
ブルについては、「ウェブ OPAC…」に掲載するため、抄訳ではあるが大半はできている。
和中委員がそれを提示するので、分担して翻訳に取りかかってもらい、問題点があれば
出してもらおう。

・分担

第 1 章～第 2 章 永田委員長

第 3 章～第 6 章

第 5 章は以前、堀井、原井、古川委員がやりかけていたので、3 人で担当する。この
章には日本語にしづらい用語があって訳語は難しい。

第 7 章 National Bibliographic Records なので、NDL (原井、横山委員) が担当する。

次回 5 月 25 日 (土)

次々回 6 月 22 日 (土)